

## 平成 29 年第 1 回東浦町議会臨時会議案等一覧表

### 1 議案等

区 分	件 数	
	平成 29 年第 1 回	
1 条 例	0	
(1) 制 定	0	
(2) 全 部 改 正	0	
(3) 一 部 改 正	0	
(4) 廃 止	0	
2 予 算	0	
(1) 一 般 会 計	0	
(2) 特 別 会 計	0	
(3) 企 業 会 計	0	
3 その他の議案等	2	
計	2	

### 2 専決処分

区 分	件 数	
	平成 29 年第 1 回	
1 承 認	0	
(1) 条 例	4	
(2) 予 算	1	
2 報 告	1	
計	6	

平成29年第1回東浦町議会臨時会議案等概要  
(予算関係議案を除く。)

第1 同 意

監査委員の選任について(同意第2号)

次の者を平成29年5月24日から監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名 あちは せい ぞう  
阿知波 清 三 (再任)

住 所 \* \* \* \* \*

生年月日 \* \* \* \* \*

第2 報 告(専決処分)

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

工事請負契約の変更について((仮称)三丁公園休憩所新築工事)(報告第4号)

工 事 名	(仮称)三丁公園休憩所新築工事
契約金額	変更前 73,116,000円 変更後 72,630,000円 (486,000円の減額)
契約の相手方	知多郡東浦町大字藤江字上之山122番地の2 株式会社竹内組 代表取締役 竹内 和男
変更理由	工事車両の出入口の位置を変更する等のため、工事請負契約の変更をするもの

### 第3 承認（専決処分：条例（一部改正））

#### 1 東浦町税条例等の一部改正について（承認第1号）

地方税法の一部改正（公布：平成29年3月31日 施行：平成29年4月1日等）に伴い、所要の規定を整備する。

施行日：平成29年4月1日

##### （1）固定資産税

固定資産税の課税標準を軽減する特例として、課税標準に乗じる割合を次のとおり定める。

対象	割合
家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産	1 / 2
居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産	1 / 2
事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産	1 / 2
企業主導型保育事業の施設の用に供する固定資産	1 / 2

##### （2）軽自動車税

一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じた税率の軽減措置を重点化した上で2年間延長する。

#### 2 東浦町国民健康保険税条例の一部改正について（承認第2号）

地方税法施行令の一部改正（公布：平成29年3月31日 施行：平成29年4月1日等）に伴い、所要の規定を整備する。

施行日：平成29年4月1日

軽減対象となる所得基準額を引き上げ、均等割額及び平等割額の軽減対象を拡大する。

##### （1）5割軽減に係る所得基準額

（現 行）：33万円＋26.5万円×被保険者数

（改正後）：33万円＋27万円×被保険者数

##### （2）2割軽減に係る所得基準額

（現 行）：33万円＋48万円×被保険者数

（改正後）：33万円＋49万円×被保険者数

3 東浦町都市計画税条例の一部改正について（承認第3号）

地方税法の一部改正（公布：平成29年3月31日公布 施行：平成29年4月1日等）に伴い、所要の規定を整備する。

施行日：平成29年4月1日

都市計画税の課税標準を軽減する特例として、課税標準に乗じる割合を次のとおり定める。

対象	割合
企業主導型保育事業の施設の用に供する固定資産	1 / 2

4 東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について（承認第4号）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴い、所要の規定を整理する。

施行日：平成29年4月1日

第4 議 案：契約の締結

工事請負契約の締結について（卯ノ里小学校管理教室棟屋根改修工事）（議案第15号）

工 事 名	卯ノ里小学校管理教室棟屋根改修工事
路線等の名称	東浦町立卯ノ里小学校
工 事 場 所	知多郡東浦町大字緒川字雁狭間山地内
工 事 概 要	管理教室棟延床面積3,993平方メートル及び西棟延床面積225平方メートルの既設屋根防水層の改修工事
契 約 金 額	56,700,000円
契約の相手方	知多郡東浦町大字藤江字柳牛28番地の1 東浦土建株式会社 代表取締役 長坂 勝之
契 約 の 方 法	一般競争入札（総合評価落札方式）